

学校法人千葉明德学園 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は学校法人千葉明德学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は事務所を千葉県千葉市中央区南生実町1 4 1 2番地千葉明德高等学校内に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、より良き社会の形成者となり得る人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 明德やちまたこども園
- (2) 認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園
- (3) 千葉明德中学校
- (4) 千葉明德高等学校全日制課程普通科
- (5) 千葉明德短期大学保育創造学科

(保育所の設置)

第4条の2 この法人は次に掲げる保育所を設置する。

- (1) 明德本八幡駅保育園
- (2) 明德浜野駅保育園

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事7人以上9人以内
- (2) 監事2人以上3人以内

2 前項の理事又は監事には、それぞれその選任の際現にこの法人の役員又は職員（この法人が設置する私立学校の校長（学長、園長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれる

ようにしなければならない。

- 3 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(理事長)

- 第6条 理事のうち1人を理事長とするものとし、理事会における理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 理事会における理事総数の過半数の議決により、理事のうち1名を副理事長に選任することができる。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権に関する制限)

第7条 理事長たる理事以外の理事はすべて学校法人の業務についてはこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第8条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長の予め指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第9条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 千葉明德短期大学の学長及び千葉明德高等学校の校長
- (2) 評議員のうちから評議員の互選で選任された者 2人以上3人以内
- (3) 評議員会の意見を聞いて、前各号の規定により選任された理事の過半数の決議をもって選任された者 3人以上4人以内

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は、次の各号に定める職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学省に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(役員任期)

第11条 役員（第9条第1号の理事を除く。以下本条において同じ。）の任期は、3年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員はその任期満了後も後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(役員解任及び退任)

第11条の2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の理事が出席した理事会における理事総数の3分の2以上の理事による議決により解任することができる。但し、第9条第2号の理事の解任にあたっては、本条による理事会の議決に加えて、評議員会の議決を要するものとする。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 前項の理事会による解任の議決に際しては、解任議案の対象となっている理事は理事総数に含めない。
 - 3 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 第9条第1号の理事が千葉明德短期大学の学長又は千葉明德高等学校の校長でなくなったとき
 - (4) 第9条第2号の理事が評議員でなくなったとき
 - (5) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第12条 この法人に理事全員をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は随時理事長が招集する。但し、理事長は理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に之を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項

を書面により通知しなければならない。但し、緊急の場合等、已むを得ない事情がある場合には、理事長が相当と認める方法によって通知することができる。

- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 理事会の議長は理事長とする。
- 7 理事長が第3項但書による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第10項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議決要件)

第13条 理事会の議事は、法令に特別の規定ある場合並びに第14条及び第32条に規定する場合を除く外、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する処による。

- 2 前項の場合には議長は理事として議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第14条 前条の規定にもかかわらず、次に掲げる事項に関する理事会の議事は、第1号乃至第4号の事項については出席した理事の3分の2以上を以て、また、第5号及び第6号の事項については理事総数の3分の2以上を以て決するものとする。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する場合を除く）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 残余財産の処分に関する事項
- (5) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げたる事由による解散
- (6) 合併

第4章 評議員会及評議員並に顧問

(評議員会の組織)

第15条 この法人に次の各号に掲げる評議員をもって組織する評議員会を置く。

- (1) この法人の職員のうちから選任される者4人以上8人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者（旧千葉淑徳高等女学校の卒業者も含む）で年齢

25才以上の者のうちから選任される者10人以上12人以内

- (3) 理事のうちから選任される者2人以上4人以内
- (4) 学識経験者6人以上10人以内
- (5) この法人の設置する学校等に在籍する学生、生徒及び園児の保護者のうちから選任される者6人以上8人以内

(議長)

第16条 評議員会の議長は会議の都度評議員の互選で定める。

(会議)

第17条 評議員会の会議は定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は毎年3月及び5月に理事長が招集する。
- 3 臨時会は私立学校法第41条第5項の規定により招集する外必要により理事長に於いて随時これを招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。但し、緊急の場合等、已むを得ない事情がある場合には、理事長が相当と認める方法によって通知することができる。
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する処による。
- 9 前項の場合には議長は評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員会の決議について、直接の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(議決事項)

第18条 次に掲げる事項は評議員会の議決を要する。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 合併
- (5) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (6) 残余財産の処分に関する事項

(諮問事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については理事長に於てあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (2) 寄附金の募集に関する事項
- (3) 剰余金の処分に関する事項
- (4) 寄附行為の施行規則に関する事項
- (5) その他学校法人の業務に関する重要事項

(評議員会の意見具申等)

第19条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第20条 第15条第1号第2号及び第5号に規定する評議員は理事会に於て選任する。

- 2 第15条第3号に規定する評議員は理事の互選で定める。
- 3 第15条第4号に規定する評議員は前2項の規定により選任された評議員の過半数の議決をもって選任する。
- 4 第15条第1号及び第5号に規定する評議員は職員又は保護者の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第21条 評議員の任期は3年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再選することができる。
- 3 評議員はその任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第21条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の評議員の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 第20条第4項に定める事由

(顧問)

第22条 理事長は理事会の決議を経て諮問機関として顧問若干名を委嘱することができる。

第5章 資産及び会計

第23条 この法人の資産は次の通りとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金、入学考査料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(財産の区分)

第24条 この法人の資産はこれを分って基本財産、運用財産の2種とする。

- 2 基本財産、運用財産の区分は私立学校法施行規則第2条第5項の規定に基づき別紙財産目録の区分に従うものとする。
- 3 寄附金については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第25条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第26条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するかまたは郵便貯金若くは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、入学考査料、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）を以て支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下本条において「学校会計」という。）である。
- 3 学校会計は、経常部と臨時部とに分ける。

(予算及び事業計画)

第28条の2 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、第18条に基づき評議員会の議決を、また、第14条に基づき理事会の議決を得なければならない。これらにつ

いて重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(決算)

第29条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 決算に於て剰余金があるときはその一部または全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録、貸借対照表等の作成、備置き及び閲覧)

第30条 この法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 この法人は、前項の書類及び第10条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第6章 解 散

(残余財産の帰属者)

第31条 この法人が解散（合併及破産による解散を除く）した場合に於ける残余財産の帰属すべきものは解散の時に於て他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから理事会に於て選定する。

第7章 寄附行為の変更

第32条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、出席した理事の3分の2以上による理事会の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にもかかわらず、出席した理事の3分の2以上による理事会の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は官報に掲載して行う。

(施行規則)

第34条 この寄附行為施行についての細則は理事会に於て定める。

附 則

この法人当初の役員は次の通りとする。

理 事	吉 田 保 治
理 事	水 田 三 喜 男
理 事	加 納 金 助
理 事	今 井 文 雄
理 事	半 沢 て い
理 事	福 中 三 治
理 事	福 中 四 郎
理 事	久 保 三 郎
理 事	福 中 又 治

2 この寄附行為は昭和23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和45年4月1日より施行する。

[改正条項第4条4号付加、第5条2項削除、第10条1項、2項、3項変更]

附 則

この寄附行為は平成4年4月1日より施行する。

[改正条項：第2条変更]

附 則

この寄附行為は平成15年10月1日から施行する。

[改正条項：第4条の2新設]

附 則

この寄附行為は平成17年4月1日から施行する。[改正条項：第8条乃至第14条を1条宛繰り上げ、第7条を第14条とする条番号の変更（この条番号変更を含め、以下の改正条項はこの変更後の条項で表示する）。第3条、第4条、第5条第1項、第6条第1項、第9条、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項乃至第3項及び第6項、第13条第1項、第14条、第15条、第17条第2項、第18条、第24条第1項及び第2項、第28条第2項及び第3項、第29条第1項及び第3項、第30条第1項、第32条第1項の改正。第5条第2項乃至第4項、第6条第2項乃至第4項、第10条2項、第11条の2、第12条第4項、第5項及び第7項乃至第10項、第17条第4項乃至第10項、第19条の2、第21条の2、第28条第1項、第28条の2、第30条第2項、第32条第2項の新設。第3章の見出しの変更]

附 則

この寄附行為は平成19年2月23日から施行する。〔改正条項：第4条変更〕

附 則

この寄附行為は平成22年4月1日から施行する。〔改正条項：第4条の2変更〕

附 則

この寄附行為は平成23年4月1日から施行する。〔改正条項：第4条変更〕

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年1月27日）から施行する。〔改正条項：第4条変更〕

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣による学校法人千葉明德学園と学校法人北総学園の合併認可の日（平成27年1月27日）から施行する。〔改正条項：第33条変更〕

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年8月17日）から施行する。〔改正条項：第15条変更〕

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年2月1日）から施行する。〔改正条項：第3条、第4条変更〕

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月29日）から施行する。〔改正条項：第17条変更〕

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。〔改正条項：第4条変更〕